⑹　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、堰堤維持の内　滝里ダム管理用水力発電設備外改修工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課

競争参加者の資格に関する公示

佐賀⑺宿舎新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について次のとおり公示します。

令和７年12月10日

九州防衛局長　伊藤　和己

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

1　工事名　佐賀⑺宿舎新設建築工事

2　工事場所　佐賀県佐賀市

3　工事概要　本工事の概要は以下のとおり。

・宿舎Ａ新設（鉄筋コンクリート造８階建て／延べ面積約4,000㎡）の基礎工事及び躯体工事の一部

・宿舎Ｂ新設（鉄筋コンクリート造５階建て／延べ面積約2,400㎡）の基礎工事

4　工期　令和10年３月31日まで。

5　競争参加資格審査申請書の交付期間等

⑴　交付期間　令和７年12月10日から令和８年２月20日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後５時まで。

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.mod-eboc.go.jp

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出期限等

⑴　提出期間　令和７年12月10日から令和８年１月８日までの行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。ただし、12時から13時までの間を除く。

⑵　提出場所　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第２合同庁舎　九州防衛局総務部契約課　ＴＥＬ092―483―8829

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）で令和７・８年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満たす工事の施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和８年１月８日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　特定ＪＶ代表者にあっては、平成22年度以降入札公告日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

なお、元請けにおける工事の場合及び防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事においては、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。以下、特定ＪＶ代表者以外の構成員における実績において同じ。

①　元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の４階建て以上で延べ面積2,000㎡以上／（１棟当たり）の新設建築工事を施工した実績を有すること。

②　防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の４階建て以上で延べ面積2,000㎡以上／（１棟当たり）の新設建築工事を施工した実績を有すること。

特定ＪＶ代表者以外の構成員にあっては、平成22年度以降入札公告日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。特定ＪＶ代表者以外の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。

①　元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延べ面積500㎡以上／（１棟当たり）の新設建築工事を施工した実績を有すること。

②　防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延べ面積500㎡以上／（１棟当たり）の新設建築工事を施工した実績を有すること。